

## 寄進地系荘園を捉え直す―鹿子木荘の問題点―

明治大学兼任講師  
鎌倉 佐保

## はじめに

高校日本史教科書では、どの出版社の教科書を見ても、寄進地系荘園の説明として肥後国鹿子木荘の史料を取り上げ、その形成過程を説明している。しかし、鹿子木荘の事例が寄進地系荘園の説明としては問題があることは、1970年の石井進の指摘以来、中世史研究の分野では周知に属している。それなのになぜ、いまだ教科書では鹿子木荘の事例を使い続けているのか。

寄進地系荘園の問題は、鹿子木荘の問題にとどまらない。通常教科書では寄進地系荘園の説明は、院政の成立の前に置かれている。しかし中世につながる寄進地系荘園の多くは、院政期に入ってから形成されたものであり、ここに若干のずれがある。寄進地系荘園の説明が、院政の前に置かれるのは、荘園の発達を10世紀頃から説明しはじめ、11世紀半ばに開発領主の所領寄進を起点とした新たな荘園が形成されると説明するからで、そうした開発領主の運動を基軸として寄進地系荘園形成を捉える理解は、研究上でも長らく通説となってきた。しかし、この通説そのものが、ここ10年ほどの間に大きく変更されてきている。

ここでは、まず鹿子木荘の事例の問題点を明確にし、さらに近年の新しい寄進地系荘園形成の理解を紹介することとしたい。

## 1. 鹿子木荘の事例の問題点

鹿子木荘の成立過程を示す史料として通常用いられるのは、年月日欠「鹿子木荘事書」という史料である。この史料からは以下のことが読み取れる。

開発領主土弥寿妙の末流中原高方が、権威を借りるために、大宰大貳藤原実政を領家と号して年貢400石を割き分ち所領を寄進し、高方は現地を管理する預所職となった。

その後、藤原実政の末流願西（藤原隆通）が、微力であったために国衙の乱妨を防ぐことができ

ず、願西は領家得分200石を高陽院内親王に寄進した。高陽院薨去の後は菩提寺勝功德院に寄せられ、その後美福門院の計らいにより、仁和寺に進付された。これが本家のはじめである。

すなわち、開発領主が所領を形成し、年貢の一部を割いて中央貴族に寄進して保護を仰ぎ、さらに領家は地位の安定化のために本家へ年貢の一部を寄進し保護を仰いだ、ということになる。

教科書本文の説明も、ほぼ「鹿子木荘事書」の示す通りである。ではいったい何が問題なのか。

まずもっとも重大な問題は「鹿子木荘事書」という史料そのものにある。この史料は鹿子木荘が成立してから200年も後の鎌倉時代末期に作成されたもので、しかも訴訟のなかで、一方の立場から、その主張を裏付けるために作成されたものであった。鎌倉時代末期には、各地の荘園で、本家・領家等荘園領主と、預所・下司・地頭等との間で、荘務権（荘園の実質的支配権）をめぐる争いが頻発していた。この史料はそうした鎌倉時代末期の時代状況のなかで、開発領主の權益を引き継いだ預所の立場から、預所こそが鹿子木荘の荘務権をもつ存在であることを示す目的で作成されたものなのである。そのため自らに有利なように脚色がなされ、開発領主の立場と権限がより強調されて描かれているのである。

具体的に見ておこう。この史料では、中原高方が自分の取得していた年貢の一部を寄進したかのように描かれている。しかしこれはまったくの虚構である。開発領主には年貢を取得する権限はなく、年貢部分は国衙に納入する義務を負い、開発領主自身はわずかに中間的得分（加地子）を取得するのみであった。中央貴族への寄進とは、いわば地主としての権利を寄進しただけであって、寄進を受けた側も寄進を受けただけでは年貢を取得する権限を持たなかったのである。領家が年貢を収納することができたのは、寄進と同時に、あるいは寄進の後に、国司との間で合意がなされ、年貢収納権が国衙から委譲されたからなのである。

このことは『日本史B新訂版』（実教出版）P.97の脚注④で、領家は、年貢収納権と荘務権を国衙から委譲された荘園領主である、と記されているように、教科書を正確に読めばわかるようになってはいる。しかし、「鹿子木荘事書」からはそうした理解は得られないのである。

こうした問題点があることが認識されながらも、鹿子木荘の事例が使い続けられてきたのは、開発領主の成長・発展こそが中世社会成立の原動力として捉えられてきたためであろう。寄進地系荘園形成は開発領主発展の一段階として捉えられ説明されてきた。すなわち、開発領主が郡司・郷司等の公権を得て、郡や郷を事実上私領化し、それを寄進することで郡や郷の領域をもった寄進地系荘園が形成する。開発領主は郡司・郷司から、荘園の下司・預所という荘官へと立場を切り替えるなかで、少しでも自己の取り分や立場を優位にしていった、と。こうした開発領主の発展を基軸とした寄進地系荘園の説明に、開発領主沙弥寿妙からはじまる鹿子木荘の事例はもっとも都合がよかったということだろう。

しかし、この通説自体にも問題があることが、近年明確に認識されるようになってきた。

## 2. 寄進地系荘園形成過程の捉え直し

まず第1に、開発領主の実態についてである。教科書では、開発領主について、11世紀以降、大名田堵や地方豪族のなかで大規模に開発を展開していったものがあらわれ、国衙から一定の領域内の管理を任されて農民を政治的に支配したと説明し、所領を守り農民を支配するため武装化していったとしている。しかし、これは実態とは懸け離れている。

沙弥寿妙を例としよう。沙弥寿妙は、長元2年(1029)に、後に鹿子木荘となる地に所領を形成したが、その出自は、肥後国の在地勢力ではなく、日向・筑後などの国守となるような受領クラスの中央官人であったことが明らかとなっている。実際、11世紀に地方で大規模に開発を展開していったものの多くは、こうした中下級貴族であった。彼らは、国司から開発期間中や開発後の税の優遇措置を得て、荒廢公田や未開発地の開発を積極的に請け負い、私領を形成していったのである。寄進地系荘園の多くはこうした中下級貴族の形成した私領をもとに形成されている。またこれまで開発領主として成長していったと捉えられてきた地方の武士についても、開

発を主導し地方から成長してきたというよりも、流通や交通を掌握し、都鄙にわたり広域的に活動するなかで、12世紀に入って積極的に開発を担い、所領形成を展開していったことが明らかとなっている。教科書で説明するような開発領主の姿は、論理的には存在しえても、実際には検出できないのである。

第2に、寄進地系荘園形成にとって重要であったのは、寄進と同時に、どのような荘園として認可されるかということであり、そのための人脈をいかにつかむかということであった。寄進という行為自体は11世紀以前からあり、荘園の数も11世紀には徐々に増加していた。しかし、11世紀に形成された私領や荘園がそのまま発展して中世の荘園となっていたわけではない。院政期、それらが大きく再編成されて、新たな荘園が形成されていくのである。

院政期にはじまる新たな荘園形成は、寄進された私領がごくわずかな田地であっても、郡や郷の領域をもった広大な荘園が形成される、という大きな構造転換を伴ったものであった。

かつては、郡司や郷司が郡や郷を寄進したから、郡や郷の領域をもつ荘園が形成されると説明してきた。しかし実際には、寄進者が郡司や郷司であったわけではない。中下級貴族をはじめとして多様な階層が形成した私領や、それまでに形成されていた荘園が、院や女院、その御願寺、摂関家など、いわゆる本家へ寄進されることで、荘園の形態の劇的な変化が起こった。寄進に伴い、寄進前の私領を含む郡や郷の領域が荘園に切り替えられ、荘園領主は国衙から年貢収納権と荘務権を委譲されたのである。そうした荘園形成（これを研究上「立荘」と呼んでいる）は、院政期に入ってから、院権力を核として展開していったのである。11世紀末、白河院周辺では、院と院近臣が主導して荘園領主の側から私領寄進が求められ、国司とも意を通じて、新たな広大な荘園が創り出されている。以後、同様に広大な領域をもった荘園の立荘が巻き起こっていったのである。

第3に、荘園整理令についても触れておかなければならない。10、11世紀、政府は度々荘園整理令を発令し、正当な根拠のない荘園を停廢した。そのことは、この時期、荘園（国免荘）が徐々に数を増していたことを示している。そのため、内裏造営などを契機として財源確保がはかられ、たびたび荘園整理令が出された。もっとも徹底した整理が行われたのが延久元年(1069)の延久荘園整理令であった

ことはよく知られている。だが整理令が発令されてもなお、荘園形成は進んでいった。いやむしろ、延久荘園整理令後には、荘園形成はさらに加速度を増していく。よく、院政期には荘園整理の方針が放棄されたから、膨大な荘園が院のもとに寄進されたのだ、という説明も見られるが、それは間違いであり、院政期以降も荘園整理の方針は基本的に変わりはない。

実は、徹底した荘園整理であった延久荘園整理令は、それまでの荘園の領有に大きな混乱と動揺をもたらした。正当な根拠をもっていても停廃されるケースもあり、東大寺などの大寺社は訴訟を展開し、中級貴族などはより高い権威を求めて所領を寄進していった。また、国家の側は、荘園を整理する一方で、寺社や上級貴族には、経済基盤を保証していく、荘園を認可していく必要にも迫られた。

そうしたなかで院政を開始した白河院のもとで、新たな立荘がはじまり、鳥羽・後白河院政期になるとさらに、荘園の停廃と新たな立荘が展開し、荘園の再編成が進んでいったのである。院政期には、院自身の膨大な荘園群形成だけでなく、国家的機能を担う権門の荘園群が形成されていった。それは荘園整理を放棄したからではなく、荘園整理によって再編成が促進されたからなのである。そうしてこの11世紀末からの約1世紀間を通じて、荘園と公領のその後に繋がる領域的枠組みと支配の体系が形成されていった。

最近では、院政期を中世のはじまりとする教科書も登場してきた。中世社会の基礎となる荘園も院政期に形成される。院政期は、荘園の数だけの問題ではなく、荘園と公領からなる土地の新たな領有体系（荘園公領制）が成立する大きな画期として説明がなされなければならないのである。

もう一度鹿子木荘を見よう。鹿子木荘は最初に大宰大貳藤原実政へ寄進された後、高陽院内親王（鳥羽上皇の皇后）へ寄進される。鹿子木荘の実質的な成立は、おそらくこの高陽院内親王への寄進であったと考えられる。400石という切りの良い数字で年貢額が設定されるのも、鳥羽院政期の寄進地系荘園の特徴である。鹿子木荘は、鳥羽院政期に、鳥羽院・皇后高陽院のもとで、田数200町におよぶ領域をもつ荘園として成立したのである。

院政期の寄進地系荘園形成の事例をもうひとつ挙げておこう。阿波国篠原荘は、もとはわずか11町

の田地であったが、11世紀後半関白藤原教通に寄進されて37町の荘園となる。その後、教通はこの地を仁和寺に寄進する。仁和寺は、白河院政開始後天永元年（1110）、白河院司藤原為房と威儀師顕俊の働きによって、白河院庁下文を獲得し、篠原荘を勝浦郡全体にわたる広大な荘園とすることに成功した。その規模は田畠山野1500～1600町あったという。この荘園の場合、領域全体がただちに不輸の特権を得たわけではなかったが、寄進された田地がわずかであっても、院近臣や荘園領主側の積極的な働きかけによって、広大な領域が荘園に取り込まれて、立荘がなされた。それが院政期の荘園形成の実像であった。

## おわりに

以上のように、寄進地系荘園形成の問題は、荘園領主側の主体性と院権力を核とした再編成ということを含めなければ正しい説明ができない。寄進地系荘園形成の時期は、院政期、武士が寄進地系荘園形成に参入するのも、12世紀、鳥羽院政期のことなのである。

教科書からまだ鹿子木荘の事例が消えないのであれば、まずは寄進地系荘園の形成を、院政期の問題として説明してはどうだろうか。

だが、寄進地系荘園の問題は、鹿子木荘の事例の問題だけでなく、開発領主の実像や、荘園整理令の理解の問題とも関わり、さらに武士の成立や、武家政権の成立を含めた、中世社会の成立の問題と深くかかわっている。社会全体の、古代から中世への変化の過程を、どのように解りやすく、実態に即して説明していくか。武士像の見直しも進む今、改めて問い直す時期にきている。

## 参考文献

石井進「鹿子木荘事書」の成立をめぐる（『中世史を考える』校倉書房、1991年。初出は1970年）

川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、2000年）

副田秀二「肥後国鹿子木荘についての再検討」（『熊本史学』66・67合併号、1990年）

鎌倉佐保『日本中世荘園制成立史論』（塙書房、2009年）

鎌倉佐保「寄進地系荘園」を捉え直す（『歴史評論』710号、2009年）